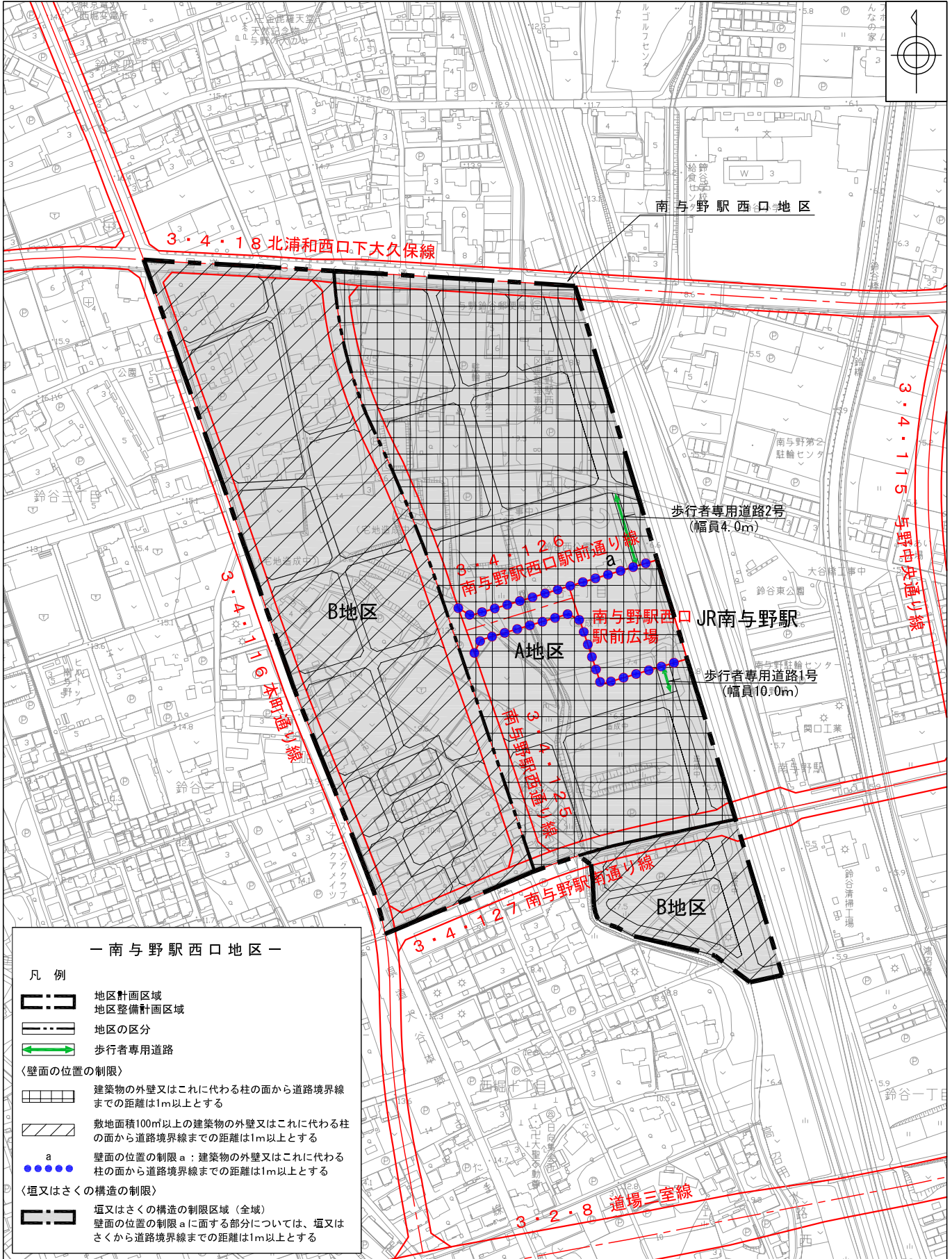


地区整備計画図

(南与野駅西口地区)

1:4,000



— 南与野駅西口地区 —

凡例

- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 地区の区分
- 歩行者専用道路

〈壁面の位置の制限〉

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする
- 敷地面積100㎡以上の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする
- a 壁面の位置の制限 a: 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする

〈垣又はさくの構造の制限〉

- 垣又はさくの構造の制限区域 (全域)
- 壁面の位置の制限 a に面する部分については、垣又はさくから道路境界線までの距離は1m以上とする

1:4,000



さいたま市